

自宅で最期まで過ごそう

(在宅医療ってなあに)

愛川町

まえがき

この冊子は、ご自宅で療養生活を希望されるお気持ちを決めたとき、入院中に受けていた医療や看護は続けられるのかしら？

家族で病院や診療所に連れていけなくなってしまったときどうしたらいいのかしら？

そんな時に知っておいてほしいことをまとめたものです。

病院や色々な方から在宅医療といった言葉を聞かれることは多いと思います。また、かかりつけの医師から「外来に来るのは大変になってしまったから在宅医療を受けてみたらどうだろう」とお話があった時、どうしたらいいか迷います。そんな時に少しでも参考になればと思います。

在宅医療が必要な方とは

交通手段等がなく通院が
困難になってしまった方

癌の療養を自宅で
おこなっていきたい方

寝たきりの状態や継続的なケア
が必要になっている方

などです

そのようなときは



自宅や施設などで医療を受ける選択肢(在宅医療)があります

「在宅医療」とは、自宅や施設などの生活の場で、病気の診療や、治療、処置などを受け
る方法です。

退院後も治療が必要で、医療機関への通院が難しい方が住み慣れた場所で、日常的に
医療や介護を受けながら療養生活を送ることができます。

住み慣れた自宅で医療(在宅医療)を受けながら療養生活を送りたいと願う患者さんの思いと、家で看てあげたいというご家族の気持ちは、とても大切です。それでも、いざとなるといろいろなことを考えなければなりません。

在宅医療・介護を選ぶにあたっての長所と短所について、しっかり理解しましょう。

在宅医療介護の長所

- ・住み慣れた家、安心できる家族と一緒に、毎日を過ごせます。。
- ・自分のペースで生活できます。
- ・入院治療より費用面の負担が少なく、比較的経済的です。
- ・自宅で最期を迎えることもできます。
- ・医師が定期的に自宅に訪問して病状管理(診察)をしてくれます。

在宅医療・介護の短所

- ・ご家族による毎日の看護、介護が必要であり、身体的・精神的に負担があります。
- ・本人の容態が急に悪くなった時の心配があります。
- ・通院より診療代が高価になります。
- ・自宅では高度な検査や治療は受けられません。希望する場合は病院に通院となります。

在宅医療で受けることができる主なサービス

在宅医療をおこなっていくためには、色々な職種の方がしっかりサポートしてくれます。

【訪問診療】

医師が自宅に定期的に訪問し、診療を行います。かかりつけ医が在宅医療を行っている医療機関もありますし、在宅医療を専門に行っている医院もあります。

【訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導】

歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問し、歯の治療や入れ歯の調整等をし、しっかり食事がとれるように支援します。

【訪問看護】

訪問看護師が自宅に訪問し、医療のサポートや日常生活のケアなど色々な介助を行ってくれます。

【訪問薬剤管理】

薬剤師が自宅に訪問し、薬の飲み方や飲み合わせ等の確認・管理・説明等を行います。

【訪問リハビリテーション】

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅に訪問し、運動機能や日常生活に必要な動作が行えるように訓練や屋内の適切な改修の指導を行います。

【訪問栄養食事指導】

管理栄養士が自宅に訪問し、病状や食事の状況、栄養状態や生活習慣に適した食事等の栄養管理の指導を行います。

ケアマネジャーと相談し、必要なサービスを自宅ですっきり受けることができます。

実際の事例を紹介します。

(A さんの場合)

A さんは、妻と二人暮らしです。かかりつけの町内医療機関に通院していましたが、病気の状況が悪くなり、呼吸が苦しくなっていました。救急車で病院に行ったところ入院を勧められました。

A さんは、病気がちで外に出ることができない妻を心配し、自宅に帰りたい。と医師に相談しました。医師は、在宅酸素をしないと苦しくなるから、在宅酸素療法をしたら家に帰れると説明しました。A さんも納得し、病院が手配してくれた酸素機器を自宅に設置してもらい帰宅することにしました。在宅酸素療法は、医師の処方がないと継続していくことはできません。これまでのかかりつけ医院に受診することは難しく、在宅医療をお願いすることにしました。かかりつけの医師に相談したところ、「2週間に1回の診療なら、僕が訪問するよ」と言っていただきました。今は、かかりつけの医師の在宅医療を受けて、在宅酸素療法にて生活を送っています。

(B さんの場合)

B さんは、夫と二人暮らしです。少しずつ物忘れが出始め通院することができなくなっていました。夫も高齢であり、通院に連れていけません。入浴も滞るようになり、困った夫は地域包括支援センターに相談に来られました。そこで介護保険の要介護認定申請を勧めました。ところが要介護認定申請で必要な主治医意見書を書いていただける医師がいない状況でした。そこで在宅医療を活用して、ご本人のお体の状態を診ていただくことも含め、介護保険の主治医意見書記載をお願いすることにしました。

要介護認定申請も無事行え、要介護度もついた矢先に夫が入院してしまいました。遠方の息子が来られ、今後についてケアマネジャーと相談し、在宅医療は2週間に1回の利用を継続。ヘルパーを入れて、日常生活支援を行うことにしました。入浴については、ヘルパーが来た時にお風呂の準備をして、入っていただくようにしたことでおひとりでの生活を送れています。

(C さんの場合)

C さんは、夫と息子との3人暮らしです。1年前に癌の診断を受け、抗癌剤療法・放射線療法にて加療してきました。しかし癌の進行が思いのほか早く末期状態であると診断を受けました。医師から「病院で過ごしますか？自宅に帰りますか？」と説明が、本人と家族にありました。本人はすぐに「家に帰りたい。」と話され、家族も「本人が帰りたい希望であれば家で看ます。」と即答され、その日のうちに、介護タクシーを使い自宅に帰ることになりました。

病院では、すぐに在宅医療を行ってくれる医療機関、訪問看護、さらには在宅酸素療法の機器の手配を始めました。事前相談を受けていたケアマネジャーは、在宅療養ができる環境を整えるため、介護用のベッドの導入・寝返りができない為、褥瘡床ずれ予防のマットレスの搬入・身体介護を行うヘルパーの調整などをはじめました。

在宅医療開始から、本人は慣れ親しんだ我が家の香り、生活の音、家族の声、入院中に会うことができなかった友人やご親戚の方の来訪を受け、とても喜ばれました。病状の進行はありましたが、医師からの説明も受けることができ、本人、家族とも最期の時間をしっかり過ごすことができました。

(訪問歯科を活用した C さんの場合)

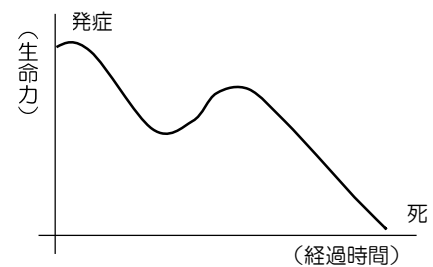
C さんは脳梗塞の後遺症で食べる機能が低下し、食べるとむせてしまい誤嚥性肺炎での入退院を繰り返していました。心配した家族が胃ろうを造ることを決断し、誤嚥性肺炎による入退院は無くなりましたが、口を使わない事で口の中が乾燥し、口内炎を発症していました。そこで、歯科医師と歯科衛生士が自宅を訪問して、口の中の状態を確認し、ケアについて支援をしました。定期的にケアを受けることで、表情も豊かになりました。

さまざまな家庭があるように、自宅で在宅医療を受けつつ最期まで過ごすことは、ご本人の意思とご家族の想い、そしてそれを支えるケアマネジャーをはじめとした関係者によって可能な状態になってきています。

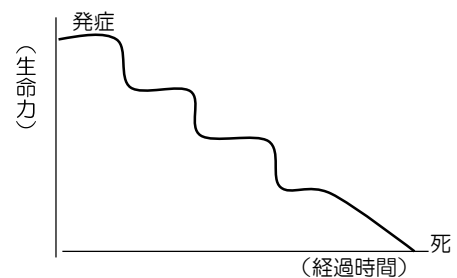
どの家族も“もしも”の時を心配しておられます。それは、その時を受け入れられるだろうかといった不安です。誰しもが迎えるだろう「その時」については、本人そして家族、支える関係者と繰り返し話をしながら準備を進めていきましょう。

病気によって異なる“その時”までの経過

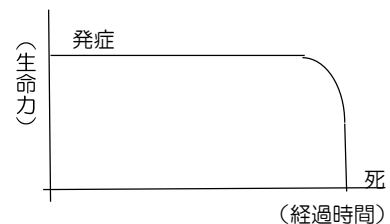
Aさんのように呼吸苦から在宅療養を
始められた方は、感染症にとっても弱い状態が
見受けられます。単なる風邪と思っても重度化し、
あっという間にその時を迎えられる場合があります。



脳梗塞で療養されている方は、
徐々に年月を経て体力等が衰えつつ、
場合によっては再発・入退院を繰り返しつつ
その時を迎えられます。

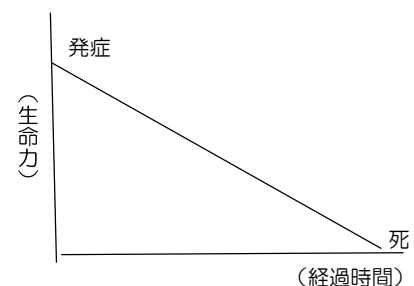


癌を患っていらっしゃる方は、
その時の数時間前まで意識もはっきりして、
話をしていたかとおもったら旅立たれた。
というお話をお聞きます。



認知症の方は、緩やかに進行し、活動量が減り、
寝ている時間が増え、口から食べたり飲んだり
しなくなり、その時を迎えられます。

加齢に伴い身体機能や臓器が衰えて、
次第に生命活動を維持できなくなる状態(老衰)
の方も、同じ様な過程を経てその時を迎えられます。



ご本人とご家族でくり返し充分に話し合い伝えておきましょう。

いま、あなたが元気なら「まだ、先のこと」と思うかもしれませんが、いつか訪れる
医療や介護が必要になった時のことは、元気なうちに考えておくことが大切です。

「あなたが「家に帰りたい」「家で暮して居たい」と望むなら、在宅医療は可能です」



愛川町・愛川町社会福祉協議会

わたしのこれからノートは
今までの人生を振り返り、これからの人生を考え、もしもの時にどのような医療や介護を受けたいのかなどを記入するノートです。

高齢介護課窓口および社会福祉協議会でお渡ししています。

もしもの時のためにぜひ作成してみてください。

高齢介護課では、作成するための考え方や記入のしかたについての「出前講座」をおこなっています。

ご活用いただけると幸いです。

発行 愛川町

監修 愛川町在宅医療介護連携推進協議会

令和7年11月